

## 新型コロナウイルスの感染防止に留意した赤十字救急法等 講習の開催について

### 1 開催にかかる基本的な考え方

- (1) 受講者や開催者、その他関係者等の安全の確保と感染防止を徹底し、実施できることが前提となります。
- (2) 以下における開催の目安及び要件等については、今後の県内の感染状況を踏まえて逐次見直します。

### 2 開催の目安

- (1) 千葉県が緊急事態宣言下でないこと
- (2) 当該行事が、地方自治体の活動制限措置の対象に該当しないこと

### 3 環境について

#### (1) 3つの密（密閉・密集・密接）の防止が図れる会場の準備

ア 2つの方向の窓やドアを同時開放できる会場であることを確認し、常時換気を行って下さい。（寒暖の差に対応できるよう服装等留意して下さい。）

イ 受講者は全体で会場の定員の50%以下とし、人と人との間隔を原則2メートル程度確保して下さい。

ウ 人と人の接触は必要最低限にしてください。

エ 1時間ごとに適宜休憩を挟み、換気を行って下さい。

#### (2) 消毒を適宜、適切に実施して下さい。

ア 手指消毒アルコールを準備し、講習会場への入退室および講習中に適宜アルコール消毒をお願いします。

イ 心肺蘇生用人形及び収納ケース等の資材は、1人1セットを使用し、共有できません。

また、使用後にアルコール消毒を行ってください。（貸出資材を消毒するための消毒液等は千葉県支部で用意します）

### 4 内容について

(1) 当面の間は救急法基礎講習及び各種短期講習のみを実施し、講習内容が以下の条件を満たしているか確認をして下さい。なお、救急法基礎講習については認定証の発行が可能です。

(2) 一般普及講習（各種養成講習）については、感染予防の観点から資格認定に必要な実技を実施することができないため、当面の間休止になります。

ア 実技については身体接触を伴わず、1人で行える内容を実施します。

（「講習実技実施可能一覧」（別紙1参照））

イ 以下の実技は実施しません。

- ・人工呼吸（呼気吹込み法）

- ・人と人が接触する実技
- ・3つの密が避けられないグループワーク等

## 5 主催者へのお願い

- (1) 事前に配布される実施チェックリストにて講習参加募集時から講習終了までの要件をご確認いただき、ご準備願います。
- (2) 受講者名簿を作成し、緊急連絡先を記入のうえ、千葉県支部あて提出してください。  
なお、必要に応じて個人情報保健所等行政機関に提供する場合があることを、事前に受講者および関係者へ周知してください。
- (3) 事前に配布される健康チェック票を受講者および関係者へ配布し、参加当日の健康状態を記入してもらうよう、事前に周知をお願いします。
- (4) 万が一、講習受講日を含め2週間以内に、受講者等の新型コロナウイルス感染が確認された場合は、速やかに支部あて報告をお願いします。
- (5) 千葉県支部から講習資材（訓練用人形やAED等）の貸し出しがある場合は、受け取り及び返却をお願いします。
- (6) 講習実施後に資材の消毒を行うため、資材の運搬及び消毒時間を考慮に入れて講習開催の計画をお願いします。

## 6 受講者について

- (1) 受講者は開催地域の在住、在勤、在学者に限らせていただきます。
- (2) 受講者自身の体調管理をお願いします。
  - ア 主催者から渡される健康チェック票を記入し、受講当日の健康状態を申告してください。また、以下に該当する方は受講をお控え下さい。
    - ・2週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5度以上）のあった方
    - ・2週間以内に法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（及びそれらの方と家庭や職場内等での接触歴がある方）
    - ・新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方
  - イ 講習時における基本的な感染予防対策（石鹸による手洗い・手指消毒・マスク着用・ハンカチ持参等）を行って下さい。
  - ウ 講習受講日含め2週間以内に発熱等の症状が現れた場合は主催者へ報告をお願いします。